

「戦争はしない」と私たちは誓った

「日本国憲法」 第二章 戦争の放棄

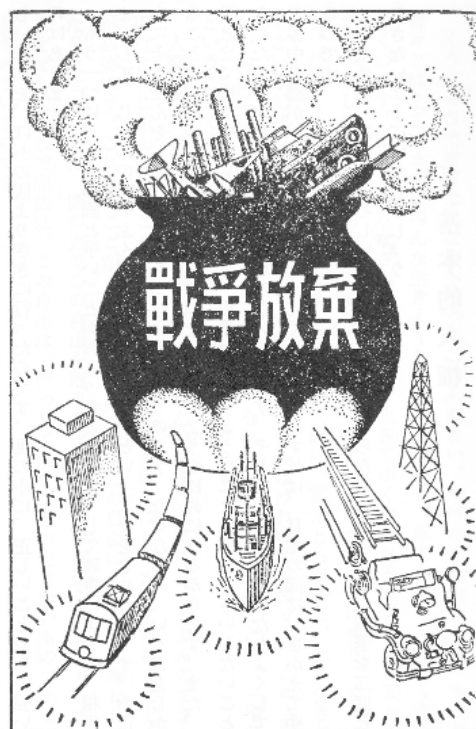
第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

安倍政権から続くこの 10 年間の法改定で、日本政府は集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法を強行成立させ、閣議決定だけで敵基地攻撃能力の保有や防衛関連予算の大幅増(国民の増税による負担)を明記した安保関連 3 文書の改定、防衛装備移転三原則と運用指針を抜本改定、迎撃ミサイルや戦闘機の輸出を解禁するなど、憲法九条の骨抜き化を進めています。

そして自民党は、今年9月に論点整理を終え、九条については以下の「2018 年の改憲たたき台」をベースにした自衛隊明記の条項を追加しようとしています。



社会科教科書「あたらしい憲法のはなし」(1947 年文部省)の挿絵

憲法改正案第九条の2

(第1項) 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

(第2項)・・・略

戦争ができる国になっていいの？

自民党の改憲案は安全のためには実力組織が必要だと思わせるもっともらしい文面ですが、戦争放棄を謳う九条に自衛隊を明記すると、「武力による威嚇を行わない」「戦力を保持しない」という憲法の平和理念が死文化してしまいます。自衛隊は日本の国を守る組織ではなく海外で戦争ができる組織に変質し、米軍の指揮下で戦争の前面に立つ可能性が大きくなっています。特に敵基地攻撃能力が法制化された今、憲法九条を変えることは国民の安全を保つより、かえって危険にさらすことになるでしょう。



憲法九条を自分のものとして

私たちは、戦争にならないための不断の努力を積み重ねていきましょう！

平和を求める世界の市民と手をつなぐために、あらためて憲法九条を激動する世界に輝かせましょう！ そのためには、この国の主権者である国民一人ひとりが、九条を持つ日本国憲法を自分のものとして選びなおし、日本国憲法で平和を守るという一点で手をつなぎ、一人ひとりができる、あらゆる努力をしていきましょう！

2024年 10月

大井九条の会（有志）

おだわら・梅の里九条の会

南足柄・九条の会

おだわら・九条の会

おだわら・城北九条の会

湯河原・真鶴女性九条の会

（五十音順）

お問い合わせ・・・0465-64-1277(小島)